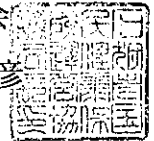


令和8年8月26日

石狩市長 加藤 龍 幸 様

石狩市国民健康保険運営協議会

会長 築 田 敏 彦



石狩市国民健康保険税の改定について（答申）

令和8年8月26日付け石国保第256号で諮問を受けた事項について、下記のとおり答申する。

記

石狩市国民健康保険税条例（昭和41年条例第15号）第2条第2項に規定する課税限度額の改定案については、国民健康保険被保険者間の保険税負担の公平性確保を目的としたものであるとともに、被用者保険の仕組みとの均衡を考慮したものであり、本市の国民健康保険運営の健全化維持の目的からも妥当であると判断する。